

国立市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 28 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例案

国立市空家等対策審議会条例（平成 31 年 3 月国立市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）の施行の日から施行する。